

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和元年11月22日

担 当	東京労働局職業安定部職業対策課
	課長 古宮 善彦
	課長補佐 山本 貴彦
	高齢者対策担当官 伊勢田 浩二
	電話 03-3512-1663
	FAX 03-3512-1566

## 令和元年「高齢者の雇用状況報告」集計結果

東京労働局（局長 土田 浩史）では、都内 28,866 社（従業員 31 人以上規模企業）からの「高齢者雇用状況報告書（令和元年 6 月 1 日現在）」により、高齢者を 65 歳まで雇用するための「高齢者雇用確保措置」の実施状況などを取りまとめましたので、集計結果を公表します。

高齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（以下「高齢者雇用安定法」といいます。）では 65 歳までの安定した雇用を確保するため、企業に①「定年制の廃止」、②「定年の引上げ」、③「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付け、毎年 6 月 1 日現在の高齢者の雇用状況の報告を求めています。

### 1 65 歳までの高齢者雇用確保措置のある企業の状況

65 歳までの高齢者雇用確保措置のある企業は 99.8% [変動なし]

65 歳以上定年企業は 17.3% [1.1 ポイント増]

### 2 66 歳以上働ける企業の状況

66 歳以上働ける制度のある企業は 23.7% [3.2 ポイント増]

70 歳以上働ける制度のある企業は 22.3% [3.1 ポイント増]

定年制廃止企業は 2.4% [0.1 ポイント増]

※[ ]は対前年差

東京労働局、都内ハローワークでは、「ニッポン一億総活躍プラン」や「働き方改革実行計画」に基づき、年齢に関わりなく公正な職務能力評価により働き続けられる環境の実現に努めるなど、「エイジレス社会」実現に向けた取り組みを行います。65 歳以降の継続雇用の延長や、65 歳までの定年延長を行う企業への支援を推進するとともに、全ての企業で高齢者雇用確保措置が実施されるよう、高齢者雇用確保措置未実施企業に対する個別の指導・助言を行います。

#### （用語の解説）

##### 1 「高齢者雇用確保措置」

高齢者雇用安定法第 9 条第 1 項に基づき、定年を 65 歳未満に定めている事業主は、雇用する高齢者の 65 歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じなければならない。

① 「定年制の廃止」

② 「定年の引き上げ」

③ 「継続雇用制度（雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者を定年後も引き続いて雇用する制度）の導入」

##### 2 「高齢者雇用安定法一部改正法の経過措置」（以下「経過措置」という。）

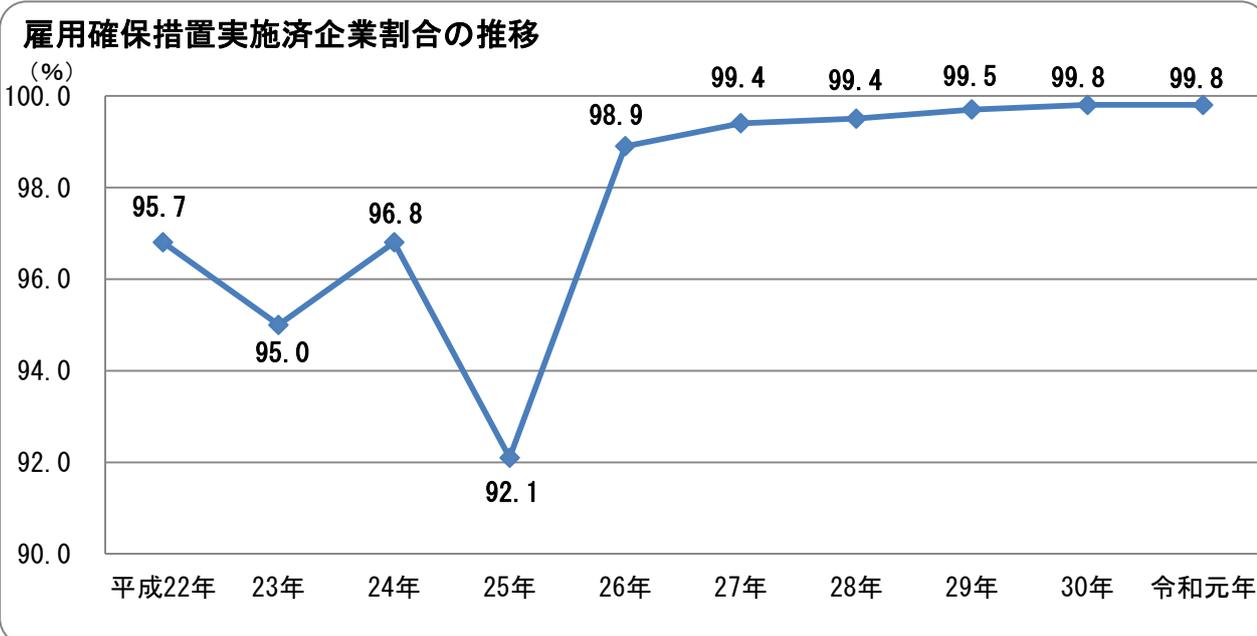
平成 25 年 3 月 31 日までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めている事業主は、平成 37 年 3 月 31 日まで段階的に対象者の年齢を引上げながら当該基準を用いることができるもの。

##### 3 「企業規模」 大企業（従業員数 301 人以上規模） 中小企業（従業員数 31～300 人規模）

# 1 高齢者雇用確保措置の実施状況

## (1) 全体の状況【表1】

高齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は99.8%（28,819社）[変動なし]、雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.2%（47社）[変動なし]となっている。



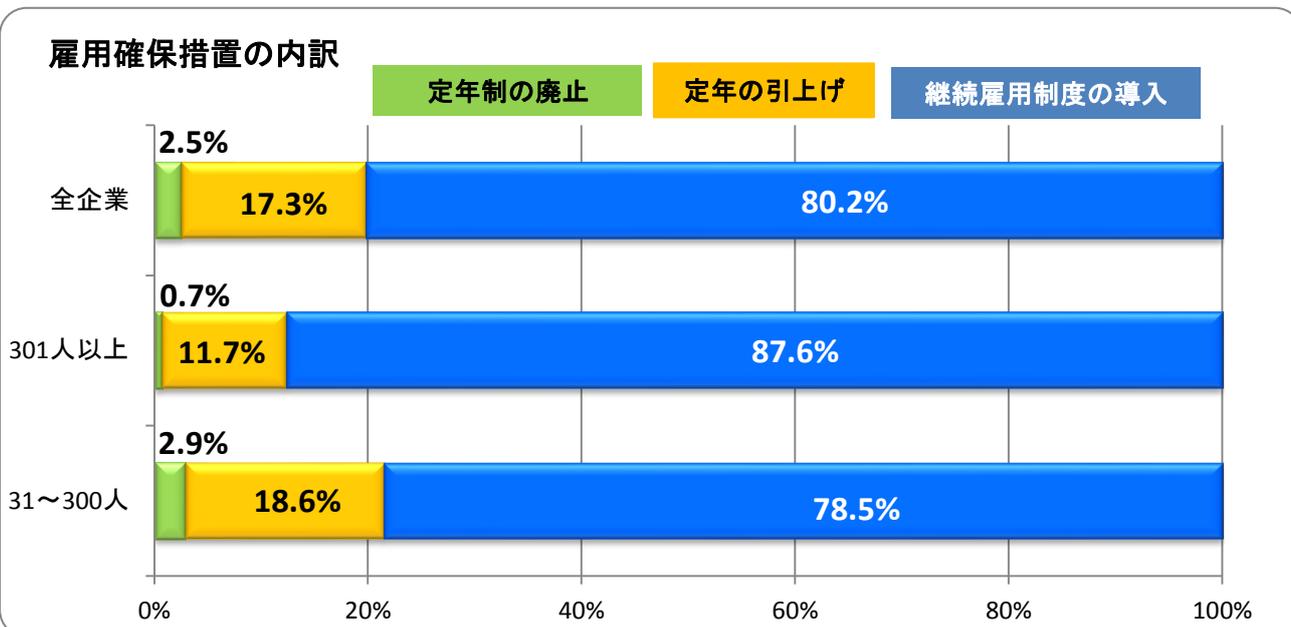
※ 平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があったため、平成24年と25年の数値は単純比較できない。

## (2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では100.0%（5,356社）[0.1ポイント増]、中小企業では99.8%（23,463社）[0.1ポイント増]となっている。

## (3) 雇用確保措置の内訳【表3-1】

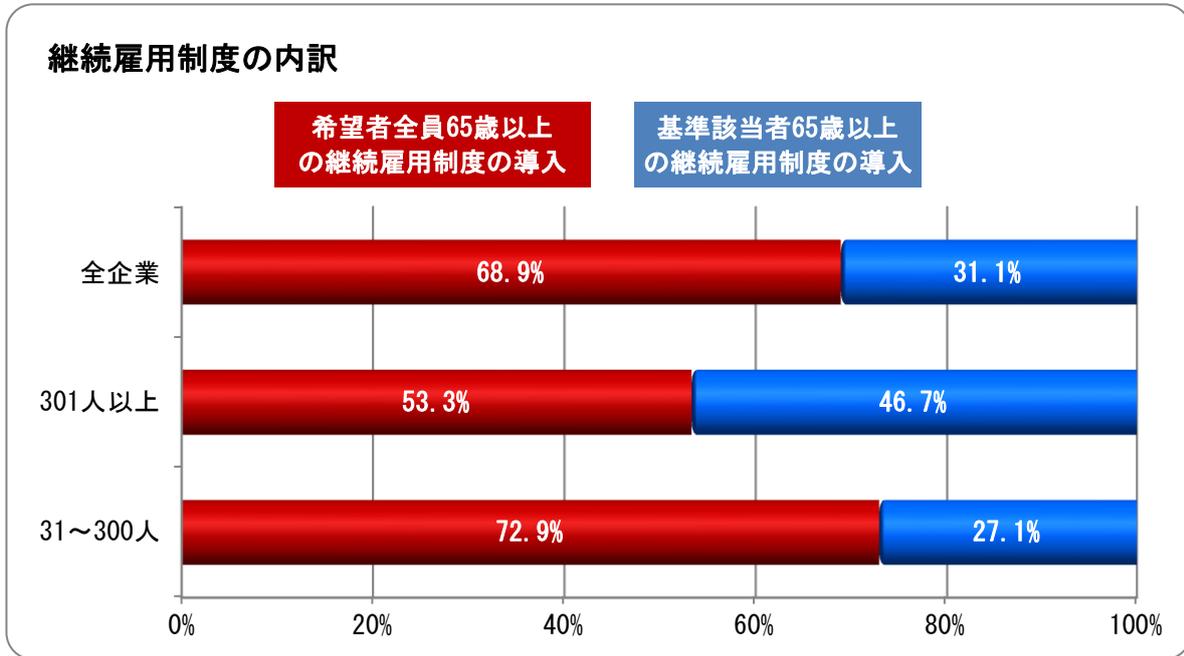
- ①「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は2.5%（707社） [0.2ポイント増]
- ②「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は17.3%（4,996社） [1.1ポイント増]
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は80.2%（23,116社） [1.3ポイント減]



(4) 継続雇用制度の内訳【表3-2】

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業（23,116社）のうち、

- ①希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業は68.9%（15,925社）[2.8ポイント増]、
- ②経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業（経過措置適用企業）は31.1%（7,191社）[2.8ポイント減]となっている。



(5) 継続雇用先の内訳【表3-3】

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業（23,116社）の継続雇用先について、自社のみである企業は90.7%（20,970社）、自社以外の継続雇用先（親会社・子会社、関連会社等）のある企業は9.3%（2,146社）となっている。

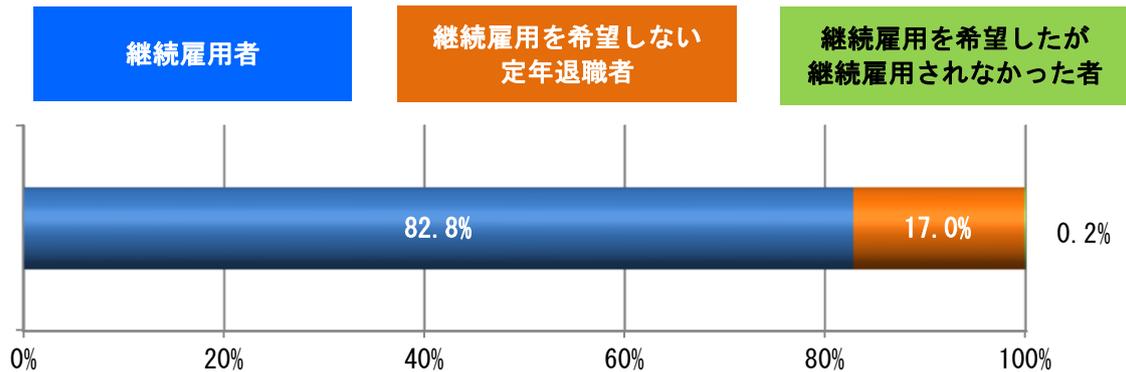
## 2 60歳定年到達者等の動向について

### (1) 60歳定年到達者の動向【表4-1】

過去1年間（平成30年6月1日から令和元年5月31日）の60歳定年企業における定年到達者（105,435人）のうち、

- ①継続雇用された者は87,300人（82.8%）（うち子会社等・関連会社等での継続雇用者は7,157人）
  - ②継続雇用を希望しない定年退職者は17,943人（17.0%）
  - ③継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は192人（0.2%）
- となっている。

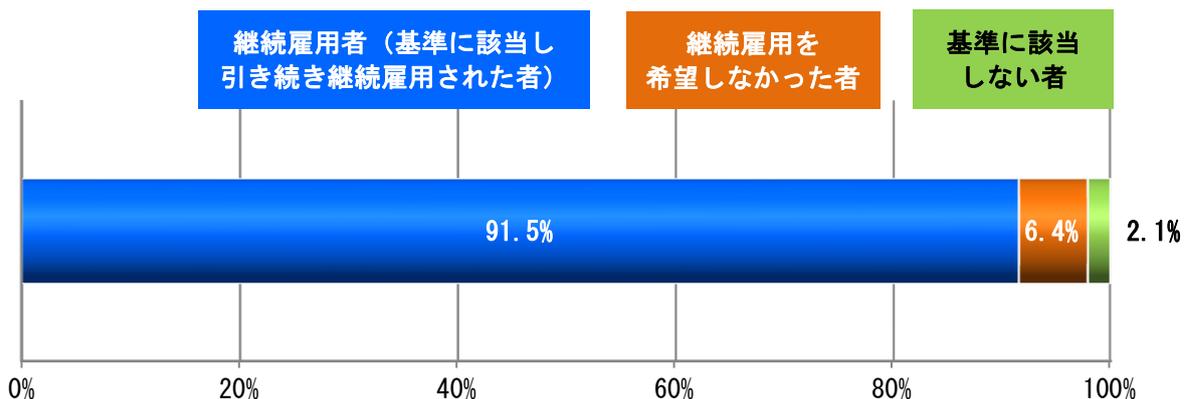
#### 60歳定年企業における定年到達者の動向



### (2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況【表4-2】

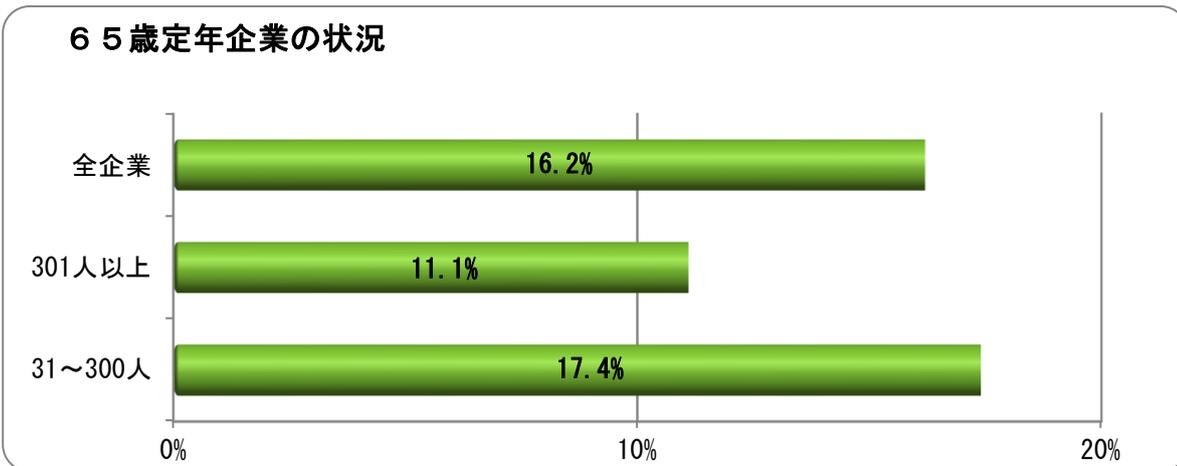
平成30年6月1日から令和元年5月31日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢に到達した者（23,299人）のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は21,330人（91.5%）、継続雇用の更新を希望しなかった者は1,487人（6.4%）、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は482人（2.1%）となっている。

#### 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況



### 3 65歳定年企業について【表5】

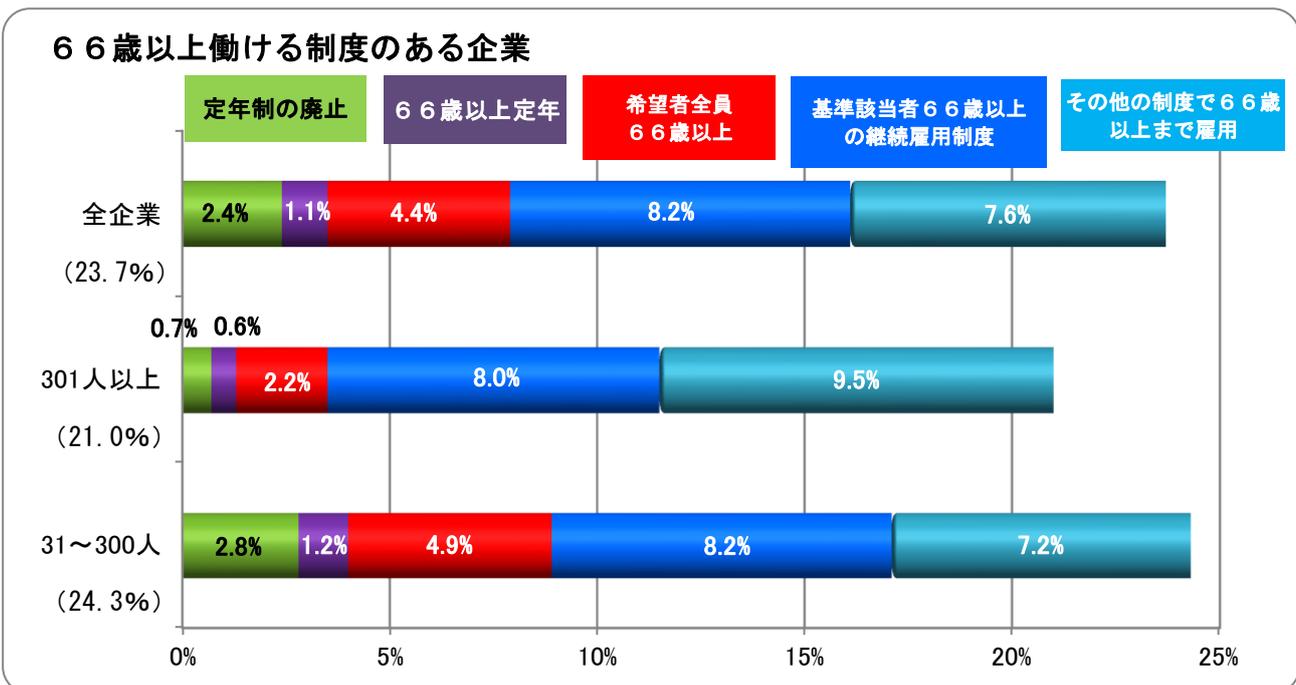
定年を65歳とする企業は4,690社 [573社増] で、報告した全ての企業に占める割合は16.2% [1.0ポイント増] となっている。



### 4 66歳以上働ける制度のある企業について

(1) 66歳以上働ける制度のある企業の状況【表6】

66歳以上働ける制度のある企業は6,844社で、報告した全ての企業に占める割合は23.7%となっている。



※ ( ) 内は報告した全ての企業に占める割合

※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方を持つ企業は、「66歳以上定年」のみに計上している。

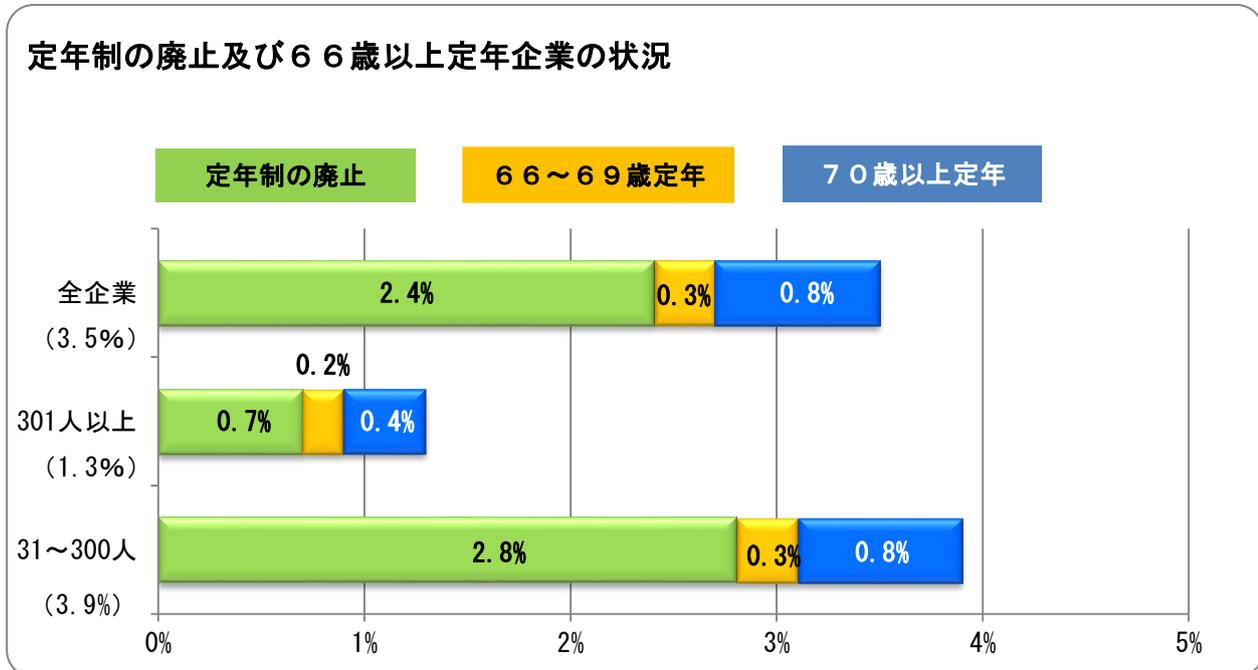
※ 「その他の制度で66歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

(2) 66歳以上働ける制度のある企業のうち希望者全員を対象とする企業の状況【表6】

希望者全員が66歳以上働ける企業は、2,287社[375社増]で、報告した全ての企業に占める割合は7.9%[0.8ポイント増]となっている。

そのうち、定年制を廃止している企業は、707社[96社増]で、報告した全ての企業に占める割合は2.4%[0.1ポイント増]となっている。

また、定年を66歳以上とする企業は306社[47社増]で、報告した全ての企業に占める割合は1.1%[0.1ポイント増]となっている。



※ ( ) 内は報告した全ての企業に占める割合

(3) 70歳以上働ける制度のある企業の状況【表7】

70歳以上働ける制度のある企業は、6,443社[1,247社増]で、報告した全ての企業に占める割合は22.3%[3.1ポイント増]となっている。

## 5 高齢労働者の状況【表8】

31人以上規模企業における常用労働者の全数（10,766,946人）のうち、60歳以上の常用労働者数は102.0万人（9.4%）となっている。

年齢階級別に見ると、60～64歳が60.1万人、65～69歳が27.9万人、70歳以上が14.0万人となっており、平成22年と比較すると、60歳以上の常用労働者数は、30.9万人増加している。

60歳以上の常用労働者の推移

